

農業委員会事務局

議案第 153 号 大津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 153 号 大津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。資料の 2 ページをお願いします。

まず始めに、改正の内容についてであります、農地利用最適化推進委員の定数 24 人を 20 人に改めるものです。

次に、改正の理由についてであります、農業委員会等に関する法律施行令第 8 条第 1 項では、「農業委員会の推進委員の定数の基準は、農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を百で除して得た数以下であることとする。」と規定されており、また、「一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。」とされています。

今回、その定数の基準を、令和 7 年 2 月に農林水産省が公表した作物統計調査の令和 6 年産市町村別データにおける本市の農地面積 1, 990 ha とし、定数を改めようとするものです。

施行期日は、次の委員改選にあわせて、令和 8 年 7 月 20 日といたします。

次に、農業委員会総会での議決についてであります。今回の定数の見直し案は、令和8年7月20日の農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の改選に向けて、農業委員の役員等の6名で構成された委員定数検討会で協議され、農業委員会定例総会にて議決されました。

3ページをお願いします。

次に、農地利用最適化推進委員の業務についてであります。推進委員の業務は担当地区において、農地利用の最適化の推進等に関わる現場活動で、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画などの地域の農業者等の話し合いの推進をはじめ、農地の出し手・受け手へのアプローチを通じた農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止と解消などです。

農業委員会と農地利用最適化推進委員の役割の違いについては、農業委員は農業委員会の区域内の農地全体について責任を負い、会議の場で発言し、議決権を行使するのに対して、推進委員は農業委員会が定めた担当区域において担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を通じて農地等の利用の最適化の推進のための活動を行うとされています。

次に、農業委員、農地利用最適化推進委員の選任の方法についてで

ありますが、両委員とも農業者、農業者団体等に対し候補者の推薦を依頼するとともに募集を行います。

農業委員は、議会の同意を得て、市長が任命いたしますが、農地利用最適化推進委員は、農業委員会が委嘱します。

4ページをお願いします。

次に、農地利用最適化推進委員の定数に関する根拠法令についてでありますが、農業委員会等に関する法律では、「推進委員の定数は、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化の状況その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。」とされています。

その政令で定める基準については、農業委員会等に関する法律施行令で、「定数の基準は、農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を百で除して得た数以下であることとする。一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。」とされています。

5ページをお願いします。

次に、定数の基準となる農地面積についてですが、定数の基準となる農業委員会の区域内の農地面積についてでありますが、新制度の農業委員会に関するQ&Aの解説では、「定数の基準となる農地面積は、推進委員の定数条例を定めようとする時点に

おいて当該市町村が有する最新の資料によるべきです。」とされてい
ます。

6 ページをお願いします。

次に、定数の見直しにあたり基準とした農地面積についてですが、
本市が有する農地面積に関する資料は 2 つあります。1 つは農林水産
省が公表している作物統計調査の令和 6 年産市町村別データ 1, 9
9 0 ha で、もう 1 つは農業委員会で管理している農家台帳の面積で
す。

なお、農家台帳はデータのとり方や時点によって数値が変動し、例
えば、令和 7 年 10 月 28 日時点で抽出したデータでは、課税農地で
抽出した場合は、2, 185 ha、登記地目が田、畠で抽出した場合は、
2, 869 ha です。

この 2 つの農地面積の中で、農業委員会として、定数の見直しにあ
たり基準とした農地面積は公表されている 1, 990 ha といたしま
した。理由といたしましては、作物統計調査の結果は、公表されてお
り、理解を得られやすいこと、一方の、農家台帳の面積は、抽出条件
によって数値が異なり、理由付けが難しいことなどあります。

基準とした農地面積を 1, 990 ha とした場合、農地面積のヘク
タール数を百で除して、一未満の端数を一に切り上げると、20 とな

りますので、今回定数を20人に改めようとするものです。

7ページをお願いします。

新旧対照表であります。

以上、議案第153号大津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明といたします。

どうぞよろしくお願いいいたします。